

総基料第218号  
平成15年11月13日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 上野 至大 殿

総務省総合通信基盤局長  
有 富 寛 一

### 加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムに関する講 ずべき措置について

標記に関し、「西日本電信電話株式会社に係る第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの導入に係る手続費の設定）」（平成15年9月16日付け諮問第1101号）に対する情報通信審議会の答申（平成15年10月21日付け情審通第122号）において、別紙のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において措置を講じられたい。

#### 記

接続事業者が遡及精算時に不測の出費とならないよう加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの実績利用件数について、遡及精算までの間、3ヶ月ごとにこれを公表すること。

(別紙)

(答 申)

平成15年9月16日付け諮問第1101号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1. 本件、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、諮問のとおり認可することが適當と考えられる。
2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

NTT西日本においては、接続事業者が遡及精算時に不測の出費とならないよう加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの実績利用件数について、遡及精算までの間、3ヶ月ごとにこれを公表すること（考え方3）

西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの導入に係る手続費の設定)

1 総論	
意 見	考 え 方
意見 1 今回の接続約款の改正を評価する。	考え方 1  ○ NTT西日本殿において加入者光ファイバ概算納期情報システムが提供されることは、開通までの期間短縮が期待され、利用者利便に資することと評価します。 (JT)
意見 2 保守委託契約額の内容が不明確で妥当性の判断できない。透明性を確保するため、保守委託契約額ではなく、接続約款にて定められている設備管理運営費比率を適用すべき。	考え方 2  ○ しかしながら、システム手続費の算定に関しては根拠が不明確な点があると認識しています。以下に弊社の考え方を述べさせていただきますので、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。 ・設備管理運営費について、創設費に対する経費率は約44%という高率となっています。保守委託契約額に基づき算定したことですが、保守委託契約の内容が明らかにされていないため、当該割合の妥当性は判断できないと考えます。手続費算定における透明性を確保するためには、保守委託契約額ではなく、接続約款にて定められている設備管理運営費比率を適用することが適当であると考えます。 (JT)  接続会計結果に基づかない、簡便な方法によって計算される手続費については、保守委託契約等により、個別に設備管理運営費が把握される場合には、原則として、これを用いることが適当である。 なお、保守委託契約内容は以下のとおりである。 ・運転監視（警報、メッセージ監視、故障手配） ・ハードウェア保守、ソフトウェア保守（故障分析、故障復旧、定期点検、故障履歴管理、セキュリティ対応） ・既存社内システムからのデータ運搬、新規システムへのデータ投入、バックアップ作業 また、NTT東日本・西日本においては認可申請や事業者説明会の際に、このような情報を提供することが望まれる。
意見 3 遅及精算を行うまでの間、定期的に実績利用件数を公表すべき。	考え方 3  ○ NTT東日本殿における加入者系光ファイバ概算納期情報開示に伴う手続費の認可時には、「NTT東日本においては、接続事業者が遅及精算時に不測の出費とならないよう加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの実績利用件数について、遅及精算までの間、3ヶ月ごとにこれを公表すること」との考えが情報通信審議会殿から示されております。NTT西日本殿においても平成16年3月末以降に利用件数実績を勘案した上で手続費の見直しを実施し、遅及精算を行うことになっていますが、接続事業者側の不測の出費を防ぐために、遅及精算までの間、2～3ヶ月ごとに実績利用件数が公表されるよう要望します。 (JT)  NTT東日本の場合と同様に、接続事業者が遅及精算時に不測の出費とならないよう加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの実績利用件数について、遅及精算までの間、3ヶ月ごとにこれを公表することが適当である。

<p><b>意見4</b> 本手続費の額は、NTT東西間で約6倍の乖離がある。算定課程が適當か否かを再検討すべき。 受付対応利用件数(240千件)の算出根拠を明らかにすべき。</p>	<p><b>考え方4</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成15年3月14日に認可されたNTT東日本殿における加入者系光ファイバ概算納期情報開示に伴う1件当たりの手続費は206円であり、今回のNTT西日本殿における1件あたりの手続費である34円の約6倍となっております。同様の機能の提供であるにもかかわらず、このように大きな格差が生じていることから、NTT東日本殿における手続費の算定過程に問題があるおそれがあると考えます。情報通信審議会殿におかれましては、手続費の算定過程が適當であるか否かについて、再度検討していただきたいと考えます。(JT)</li> <li>○ 予測利用件数の算定について、手續費算定根拠中の受付対応利用件数(240千件)には「検索したものとの契約に至らなかった件数」が含まれていると9月25日に開催された説明会において説明されましたが、そもそも240千件という予測件数の算出根拠が明らかではありません。当該予測件数の算出根拠の提示を要望します。(JT)</li> </ul>	<p>NTT東日本の手続費の算定においては、営業担当者がこれから営業しようとする地区的納期を事前に確認する際の利用のみを想定し、当該期間の予測純増契約者数をNTT東日本の芯線シェア率で除すことによって予測利用件数を算定していた。</p> <p>ところが、実際には、電話やWebによる申込み受付や営業担当者への問い合わせの際の利用が相当数あったため、実績利用件数は予測利用件数を大きく上回るものであった。(予測利用件数(H15.2～H16.3):12.4万件、実績利用件数(H15.9末):83.2万件)</p> <p>この結果を踏まえ、NTT西日本の手續費の算定においては、顧客からの申込み・問合せの際の利用も勘案することとしたものである。</p> <p>この結果、NTT西日本の手續費は、NTT東日本の手續費を大きく下回ることとなったものである。</p> <p>なお、本手續費については、NTT東日本・西日本のいずれも実績利用件数を用いて再計算し、遡及精算を行うことで適正な費用負担を担保するスキームとなっている。</p>
<p><b>意見5</b> 本システムの利用は、NTT東西の自社利用が大半を占めていることから、この自社利用が減れば手續費の額は上昇する。こういった場合の激変緩和措置が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手續費はシステム原価を予測利用件数で除することにより、算出されておりますが、当該予測利用件数はNTT東西の利用件数が大半を占めているため、手續費の精算額がNTT東西の実利用件数に大きく左右されることになると考えられます。</li> <li>したがって、接続事業者の精算の支払額が多額なものとなるケースも懸念されますが、そのような場合においては、接続事業者の事業運営に対して、大きく影響を与えることになるため、3ヶ月毎の実利用件数の公表に加え、激変緩和措置を考慮していただく必要があると考えます。(KDDI)</li> </ul>	<p><b>考え方5</b></p> <p>接続会計結果に基づかない、簡便な方法によって計算される手續費については、利用件数の予想の精度を高めることが重要ではあるが、現実の利用が大幅に変動した場合でも、一般的にはその結果に基づき精算することが適当である。</p> <p>また、本件申請の手續費の原価は約1千万円であり、利用件数の変動によって激変緩和措置が必要とは認められない。</p>

3  
2 その他

意 見	考 え 方
<p>意見6 概算納期情報開示システムの機能に「光ファイバの空き状況を表示する機能」と「検索NGの際に、未整備のためNGなのか、入力ミスのためのNGなのかが把握できるような機能」を追加すべき。</p> <p>○ 光ファイバの調達について、NTT東西の利用部門と接続事業者との間で同等性が担保されていないと考えており、同等性を担保するように改善していく必要があると考えます。今般認可申請されている概算納期システムについて、接続事業者が把握できる情報をより充実させることは、NTT東西の利用部門と接続事業者との間の同等性が担保されていく1つの手段になると考えます。</p> <p>現在のNTT東の概算納期システムで把握できる情報は、光ファイバの整備状況のみで、NTT東西のホームページ上においても光ファイバの空き状況までは把握できません。例えば、光ファイバが整備されているエリアであっても、利用申込み回答では、空きが無いことから提供不可能という回答を受けるケースがあります。また、NTT東の概算納期システム上の回答は、整備されている場合以外、どのようなケースにおいても、全て「検索NG」と回答されるため、未整備なのか入力ミスなのか判別できません。</p> <p>NTT東西の利用部門と接続事業者との同等性を担保させるため、光ファイバの整備状況のみならず、光ファイバの空き状況についてもシステム上、把握可能となるようにしていただき、また、検索NGの場合もより詳細な回答にしていただきたいと考えます。（KDDI）</p>	<p>考え方6</p> <p>NTT西日本が本システムを開発するにあたっては、事前に接続事業者の意見を十分に聴取したと聞いている。指摘のような要望が新たに発生したとのことであれば、意見提出者はNTT西日本にこれを要望し、NTT西日本において、当該機能追加の必要性やコストについて検討がなされた上で、透明な手続きを経て、然るべき判断がなされることが適当である。</p> <p>なお、NTT東日本についても同様である。</p>
<p>意見7 Bフレッツサービスの提供エリア以外も検索できるようにすべき。</p> <p>○ 光ファイバの提供エリアはBフレッツの提供エリアに限られているわけではありませんので、接続事業者はBフレッツの提供エリアに限らず、それ以外のエリアにおいても光ファイバを用いたサービス展開を考慮します。しかしながら、現在の概算納期システムは、検索可能エリアがBフレッツサービスの提供エリアに限定されているため、NTT利用部門が有利な環境となっており接続事業者との同等性が担保されていないと考えます。</p> <p>従って、Bフレッツサービス提供エリア以外のエリアについても検索可能となるよう、概算納期システムの整備をしていただきたいと考えます。（KDDI）</p>	<p>考え方7</p> <p>考え方6のとおり。</p> <p>なお、本システムでは、接続事業者に限らず、NTT東日本・西日本においても、Bフレッツの提供エリア以外において光ファイバの開通可能時期等を確認することはできず、事前照会の手続によることとなるため、接続事業者とNTT東日本・西日本の間において同等性は担保されているものと考えられる。また、本システムにおいて、検索エリアを加入者光ファイバ敷設エリア全域とすることは適当であると考えられるが、システム導入当初は、加入者光ファイバの敷設が進んでいる地域から順次データベースを整備することも合理的であると考えられる。</p>

意見8 NTT東西で同様のシステムを構築することから、システムの共同開発やどちらか1社が開発したシステムを他方が使用するといった効率化が図られるべき。

- 本申請は、既に本年3月に認可された接続約款の変更のうちNTT東日本のみ導入し、先行実施しているものを、時期をずらせてNTT西日本も実施しようとするものである。経過措置を置いたために実施時期がずれただけであり、先行するNTT東日本が開始した3月の時点において、NTT東日本と同様の内容で実施することは予定されていたものである。従って、その時点でNTT東西は、システムを共同開発する、あるいはどちらか1社が開発したシステムを他方も使用するといった経済化を図ったであろうと考えられる。しかし、接続料算定において、NTT東日本のソフトウェア開発費は28,680千円(3月認可時)であるのに対して、NTT西日本のそれは23,675千円であり、どのようにシステム開発の経済化を図ったのかが不明であり、明確にすべきである。(SBB)

考え方8

NTT東日本・西日本は、設立から4年が経過し、社内での情報のやりとりやシステムも徐々に異なるものとなりつつあり、新たに光ファイバに係る概算納期を開示するシステムを構築する場合においても、それぞれ効率的・経済的なシステムが異なることは自然な結果と考えられる。

意見9 定期的にNTT東西と接続事業者双方の開通期間を公表するルールを作り運用するべき。

- 接続事業者にとって、加入者系光ファイバの開通期間を如何に短縮するかは重要な事業運営上の要素の一つである。そのため、開通期間そのものについて、NTT東西と他事業者の間で公平性が確保されることが必要である。電気通信事業法においても、第一種指定電気通信設備に接続する場合の接続の条件が、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとしてはならない旨を明確に規定している。従って、公平性が確保されているかどうか客観的に評価できるよう、NTT東西が定期的にNTT東西と接続事業者双方の開通期間を公表するルールを作り運用するべきである。(SBB)

考え方9

加入者系光ファイバは芯線ごとに線路条件やビルへの入館調整等が異なる状況にあることから、NTT東日本・西日本と接続事業者の開通期間を単純に比較することをもって公平性の判断を行うことは適当ではないが、仮に接続事業者の側に開通期間等について疑義がある等の場合には、NTT東日本・西日本は接続事業者の求めに応じてその理由等を示していくことが必要である。なお、本年3月に光ファイバに関する標準的期間を設定した際に、総務省から今後の実施状況等を踏まえ、標準的期間について1年後を目途に見直すよう指導がなされたところであり、本指導についての報告の際に、開通期間等の情報についても公表することが適当である。